

「芸能従事者保護法」の創設について

2023年2月20日 専修大学法学部教授 芦野訓和

現在日本政府は、いわゆる「フリーランス保護新法」の制定に向け、2022年9月に「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」に関し意見募集（パブコメ）を行い、その結果を踏まえた法案を本国会に提出するといわれている。その詳細は現時点では明らかでないが、組織に属さずに働く人びと（フリーランス）が安心して働けるよう、仕事内容や報酬額などの明示を発注者に義務づけるものとされている。本法の成立により、フリーランスを取り巻く労働環境は一定程度改善に向かうと思われる。しかしながら、本法は、フードデリバリーのように一回で終わるひとつの仕事を履行すれば終わる仕事を請け負う単純役務提供者から、文化芸能従事者のように契約締結前から接触が始まり契約締結後も一定の指示を受けながら自らのアイデアで私たちの心に働きかける有形無形のもので創り出す「創造的役務提供者」まで、すべてのフリーランスを対象とするものである。フリーランスの提供する仕事はさまざまであり、また、それを提供するために求められる能力や工夫もさまざまである。さらには、その仕事が社会に与える影響も多様であり、総則的な内容を定める同法だけでは、セイフティーネットとして十分ではない業種も考えられる。それゆえ、役務提供、環境、役務提供のために求められる準備や能力、役務提供の結果が社会に与える有益性などの観点から、保護の要請が強い分野については特別法の制定が望まれる。たとえば、ドイツにおいては自営芸術家およびジャーナリストは芸術家社会保障法により保険加入義務者とされ、法定の疾病・年金保険で保護されている。芸術家の年金については、委託者、芸術家が一定の金額を支出するが、芸術はすべてのひとにとって有益であることから、足りない分については国家が負担している。わが国においても、創造型役務提供から生み出される文化芸術が私たちの生活において重要なものであることには変わりはなく、それを保護し発展させることは国家の責務であると考えられる。フリーランス全般を対象とする総則的な法律だけでなく、文化芸術に従事する者に対する特別法の立法が望まれる。

略歴：民法契約法とりわけ役務提供契約を中心に研究を続けている。これまで、厚生労働省「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会（2018年10月-2021年3月）」委員などをつとめる。また、労働政策研究・研修機構「雇用類似の働き方に関する諸外国の労働政策の動向—独・仏・英・米調査から—」の研究メンバーとしてドイツに調査に赴き、その成果を労働政策研究報告書207号（2021年）に公表している。